

# 第 4 回

## 美方町・村岡町・香住町 合併協議会 会議録

平成 16 年 2 月 9 日

## 第 4 回美方町・村岡町・香住町合併協議会 会議録

日 時 平成 16 年 2 月 9 日 ( 月 ) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 4 時 15 分  
場 所 美方町総合センター

### 出席者

協議会委員 ( 計 20 名 )

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
( 上田節郎 )	岩 槻 健	藤 原 久 嗣
吉 田 範 明	谷 淵 栄 一	上 田 孝
本 城 繁 信	板 坂 公 二	橘 秀 夫
朝 倉 富 征	石 垣 健 三	伊 藤 誠
井 上 一 郎	井 上 源 一	岡 田 久 子
毛 戸 公 彦	小 谷 道 子	柴 崎 一 秀
中 村 治 泰	西 尾 高 雄	中 村 暁
水 間 徳 子	三 好 忠 男	村 瀬 晴 好

顧問 ( 計 1 名 )

兵庫県議会議員
丸 上 博

幹事会 ( 計 8 名 )

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
吉 田 博 昭	中 村 一 治	大 瀧 正 博
藤 村 吉 孝	太 田 培 男	米 田 稔
	杉 谷 信 義	谷 岡 喜 代 司

美方町の上田節郎助役は美方町長職務代理者として協議会に出席

事務局 ( 計 6 名 )

藤 原 進 之 助	岸 本 典 明	清 水 幸 信
穴 田 康 成	邊 見 泰 正	田 尻 幸 司

### 欠席者

顧問 ( 計 2 名 )

兵庫県議会議員	但馬県民局長
中 村 茂	東 田 雅 俊

傍 聴 人 31 人

## 第4回美方町・村岡町・香住町合併協議会

と き：平成16年2月9日(月)

ところ：美方町総合センター

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

### 3 会議の成立

### 4 会議録署名委員の指名

### 5 議 題

#### (1) 報告事項

報告第13号 第1回新町の事務所の位置等検討小委員会について

報告第14号 第2回及び第3回新町の事務所の位置等検討小委員会について

報告第15号 第1回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について

#### (2) 協議事項

協議第19号 財産の取扱い(その1)について

協議第20号 条例、規則等の取扱いについて

協議第21号 慣行の取扱いについて

### 6 その他

第5回協議会の開催について

(1) 日 時 平成16年2月24日(火) 13:30~

(2) 場 所 村岡町老人福祉センター

(3) 協議事項(予定)

協議第22号 一部事務組合等の取扱いについて

協議第23号 公共的団体等の取扱いについて

協議第24号 消防団の取扱いについて

第6回協議会の開催について

(1) 日 時 平成16年3月10日(水) 13:30~

(2) 場 所 香住町文化会館

### 7 閉 会

藤原事務局長 改めまして、皆様こんにちは。大変長らくお待たせいたしました。

それでは、定刻になりましたので、開会に当たりまして、議長から開会の宣言と、御挨拶を頂戴したいと思います。

吉田議長 それでは、3町合併協議会運営規程第4条第1項の規定に基づきまして、第4回3町合併協議会の開会を宣言いたします。

皆さん、改めまして、こんにちは。

きょうからちょっとした雪が緩むかなと思ってましたけれど、美方町の地は雪がまだ降っているような状況でございますし、天気も悪い中を全員の方の出席ということで、きょう、また、合併協議に向けて、協議なされることを本当にうれしく思います。効率よく会議を進めてまいりたいと、このように思っておりますけれど、十分な意見が出るように配慮したいと思っておりますので、忌憚のない御意見を期待いたしまして、簡単ではございますけれど、私の開会のあいさつにさせていただきます。

それでは、次に会長の岩槻村岡町長がごあいさつ申し上げます。

岩槻会長 一言御挨拶申し上げたいと思います。

もう立春も過ぎたわけございまして、季節の方は確実に春に向かっておりますけども、なかなか寒波も厳しいわけでございます。そういった中で、きょうは第4回の3町合併協議会を開かせていただきました。委員の皆様には、万般繰り合わせ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。なおまた、きょうは顧問の丸上先生初め傍聴の皆さんも多くお運びいただいておりますのでございまして、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、現在、アメリカで先進7カ国財務相・中央銀行総裁、いわゆるG7が開かれていますけども、その中でも私たちが一番気にしておりますところの経済の回復でございますが、どの国もやはり認識では回復基調にあるというふうに一致しておるわけでございますが、しかし、このものを持続的に向けていくためには構造改革が非常に大事だということ指摘されておまして、これが共同宣言されるということになっておるわけでございます。こういった合併もその一つではないかと思うわけございまして、心しなくてはならないというふうに思います。

さて、本協議会も4回になりましたし、新町の事務所の位置等検討小委員会も3回を数えるわけでございます。さらに、まちづくり計画検討小委員会2回、さらには議会の議員及び農業委員会等の委員の任期等に関する小委員会、こういうものも1回開いておりますのでございまして、概ね計画どおり順調に進めることができているわけでございます。これもひとえに各委員さんの大変な御支援であるわけございまして、心から重ねて感謝とお礼を申し上げながら、是非ひとつこの合併が計画どおり進みますように心からお願ひ申し上げます。簡単でございますが、最初の開会の御挨拶といたします。きょうは誠にありがとうございます。

吉田議長 それでは、次に、会議の成立について、事務局から報告させます。

藤原事務局長 それでは、御報告申し上げます。

委員総数24名、きょうは全員の御出席をいただいております。なお、中村県会議員、それから東田県民局長におかれましては、公務で御欠席の御通知をいただいておりますので、よろしくお願ひいたします。委員全員御出席でございますので、本日の会議は成立いたしておりますことを、ここに報告申し上げます。

吉田議長 次に、3町合併協議会会議運営規程第4条第2項の規定に基づきまして、会

議録署名委員を指名いたします。

村岡町、井上源一委員、香住町、橋秀夫委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

これより議題に入るわけですが、皆さんにお諮りいたしたいと思います。報告第13号、第14号につきましては、関連がございますので一括して上程し、承認だけは別々にとりたいと、このように議長は思っておりますけど、それでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議がないようですので、そのように取り計らわせていただきたいと、このように思います。

では、報告第13号、第14号を一括して説明を求めたいと、このように思います。事務局に議案の朗読をさせ、その後、小委員会の委員長から報告を求めたいと、このように思います。

事務局長。

藤原事務局長 それでは、まず1ページをお開きいただきたいと思います。報告第13号、第1回新町の事務所の位置等検討小委員会について。第1回新町の事務所の位置等検討小委員会について報告する。平成16年2月9日報告。3町合併協議会、会長、岩槻健。

続いて、3ページをお願いいたします。報告第14号、第2回及び第3回新町の事務所の位置等検討小委員会について。第2回及び第3回新町の事務所の位置等検討小委員会について報告する。平成16年2月9日報告。3町合併協議会、会長、岩槻健。以上でございます。

吉田議長 では、小委員会の藤原委員長の方から報告を求めます。

藤原新町の事務所の位置等検討小委員会委員長 新町の事務所の位置等検討小委員会の委員長を仰せつかっております香住町の藤原です。第1回、第2回、第3回、いわゆる3回の小委員会を開催いたしましたので、その状況について御報告をし、あわせて御意見を伺いたいというふうに思います。座らせていただきます。

まず、第1回につきましては、2ページですが、1月24日に開催をいたしました。まず正副委員長の選任につきましては、委員長に私、香住町の藤原久嗣、副委員長に村岡町の谷淵栄一さんを選任をいたしました。この日には、に上げておりますように小委員会の基本的な進め方について協議をいたしました。最終的に庁舎の位置を決めることが目的ですけれども、その前にまず庁舎機能のあり方を協議をし、おおよその方向を出した上で2番目に庁舎の位置を決めるというふうな運びで協議を進めようということにつきまして協議をし、確認をいたしました。これが1月24日、第1回でございます。

続きまして、第2回につきましては、4ページをお開きください。第2回は1月27日

に開催をいたしました。まず、先程の申し合わせにより庁舎機能のあり方について協議をすることとし、この日は各委員から自由にいろんな立場から庁舎機能のあり方について意見を出していただくことにいたしました。そのいろんな角度からの意見をもとに、それを整理をして第3回目に各論の協議をしようというふうなことを前提に出していただきました。

その内容につきましては、きょう、事務局の方からお配りをいたしました2月5日の新町の事務所の位置等検討小委員会の資料が行っておると思いますので、お開きをいただきたいと思います。その2ページに、新町の事務所の位置等検討小委員会意見まとめというのがあります。各委員から出ました意見をここに列記をしておりますけれども、概ね要約をしますと、まず、当初の現地解決型でいくという前提の、現地解決型支所体制についてどういうふうを考えるかということにつきましては、住民サービスを低下させないこと、それから3町の規模や産業構造など違いもありますし、さらに本庁舎がなくなることによる心理的な問題等々を考えるなら、できるだけ住民に関係のある業務は支所に置いて、ある程度の権限も与えながら、可能な限り、極端に言いますと、大きな現地解決型支所を置くことが必要であろうというふうな意見が大勢を占めておりました。

それから、もう一つの問題の、さらに、その現地解決型の上に分庁方式をとるかどうかにについても意見がありまして、これも産業構造が異なる等、3町の特殊性がありますので、それらの特殊性、特色を生かした行政の展開を行う上では、ある程度分庁ということも考える必要があるのではないかというふうな意見が出ました。これらの全体的な意見をもとに、第3回、2月5日の協議を行ったという状況でございます。2月5日の状況につきましては、きょうの会議資料の5ページに上げておりますので、ご覧いただきたいと思います。

先程の説明と若干重複しますが、まず協議経過の 現地解決型機能につきましては、現地解決型の機能について意見をまとめますと、少し読みながら説明をします。現地解決型の機能について、具体的な業務、権限、必要な職員数等に関し、事務局の検討素案などの資料説明を受けた後、各委員の質疑、意見交換を行った。その内容は、現地解決型業務体制については、住民サービスの低下を来さないためには、極力、支所、地域局とも言いますが、住民に対応する業務を置き、支所長に相応の権限を付与するとともに、必要な職員数も配置すべきであるとの共通した意見が出された。

これにつきましては、若干、説明しますと、きょうお配りした2月5日の会議資料の、4ページ以降をちょっと見ていただきますとわかりますように、参考資料として2月5日の会議に事務局が整理をしました、一つは庁舎機能の先進事例として養父市、それから5ページに京丹後市、6ページに東かがわ市について、この3市ともに本庁、それから支所といいますが、その間に分庁、定義はどうであれ分庁的なものを置いているというふうな市ですけれども、これらの状況。それから、資料としましては、7ページに支所機能というのはどういう形をとるべきかという一つの素案と、8ページに具体的な支所における業

務の体制というのはどうなるかという一つのイメージ図を上げております。

さらに、ちょっと資料の説明しますと、9ページには、この支所長の権限をどこまで持っていくかというための参考としまして、現在の3町の決裁規定上の助役、課長の専決内容について参考に上げておりますし、10ページには、現在の3町の職員数、1は総職員数を上げておまして、総計640名、そのうち本庁に278名、ちょっと細かな数字でわかりにくいと思いますが、本庁に278名。その中で臨時職員を除く小計、いわゆる事務職員と嘱託職員、この表では2つの小計は235名となっております。2番で、この235名の業務部門別の内訳を上げておまして、これらを参考にして、先程の現地解決型の支所体制を考えていくなら、具体的に3町のそれぞれについて、ある程度の職員数の試算をするなら、一番下、3番に上げておりますように、美方町は25から35、村岡町は45から55、香住町は55から65ぐらいが要るんじゃないかというふうな一つの素案を上げておまして、それとついでですが、最後の11ページは、この本庁要員と考えられる一般事務職を中心に、合併後10年間で退職をする定年退職者の数を見ますと、全体の中の少し黒い網かけをしておりますように、3町合計で57名が10年間に退職をされるというデータも事務局から出してもらいました。これは何を意味しているかという、これから職員の削減を図る上での数字のもとになるものとして挙げております。

ちょっと説明がダブリましたが、これらの資料をもとに協議をして、先程の資料の5ページに戻りますけれども、現地解決型機能につきましては、これらを参考にして支所長にも相応の権限を付与するとともに、必要な職員数も配置すべきであるというふうな意見が大勢を占めました。

2番目の分庁方式につきましては、これは少し意見が分かれました。大きく3つに分かれまして、1つの考え方は、3町は特に産業面での地域的特色があるので、地域の産業振興を図る観点から分庁的なものを置くべきではないだろうかというふうに、積極的に分庁の必要性を主張される御意見。それから2番目は、分庁の必要はわかるけれども、新町の一体性の確立、行財政の効率化を図るために、暫定的に当面の措置として分庁をつくるというふうな形をとってはどうかという御意見。3番目として、もう一つの御意見は、支所の体制を可能な限り現地解決型体制をしくことによって、本庁と支所という形をとれば、真ん中に分庁というふうな形をとらなくてもいいんじゃないかと。大きくこういう3つの意見に分かれました。

こういう中で、小委員会としましては、次回にもう少しこの辺の意見の分かれているところについては詰めていこう、その前にきょうの全体会、いわゆる合併協議会にこのことを御報告申し上げ、小委員会の委員以外の委員の皆さんからもこの観点からの御意見も承って、それらをもとに次回、小委員会ですらに詰めたまとめの議論をしていきたいと、こういうふうなことを決めたとごさいます。従いまして、以後、議長さんにお返ししますけれども、そういう観点からの御意見をいただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

吉田議長 御苦労さまでした。

それでは、今、委員長の方からも報告がありましたけれど、この件につきましてわからない点、それから、こういうことについての意見等ございましたらお受けしたいと、このように思いますので、どなたの委員からでも結構ですので、挙手の上、また町名を述べながら質疑、意見を述べていただきたいと、このように思います。

どうぞ、忌憚のない御意見をお聞かせください。

石垣委員。

石垣委員 村岡町の石垣です。小委員会の模様を聞かせていただいたわけですが、私なりに理解した範囲で、ちょっと意見も出させていただきます。

大体、前はそれぞれの町、現地解決型という形でというお話でございます。対等合併だからという前提に立ってのお話であろうと思いますし、現にそれぞれで特色ある町の行政をやっておるとい建前から言えば、当然考えられる話であろうと思います。

先だって、但馬の区長協議会長がちょっと先進地の事例を視察に行かせていただきましたところが、そこはすべて現地解決型でやっておるといこととございましたが、ただ、支所長の権限の問題で非常に統制がとれてないというような話を聞かせていただいて帰ってきたんですけども、現地解決型と支所長の権限の問題、それから本庁との指揮系統の問題、その辺をきちっとやっぱり考えていく必要があるなど。それぞれで、支所長の権限の範囲内でそれぞれの支所があんまり統制、十分共通認識に立った行政がされてないという事例が多々あるようなことを聞かせていただきましたので、それは非常に大切な、大事な課題だなあというふうに感じております。

それから、もう一つは、一つの矢田川流域という長い流域の中で、川上と川下というふうにはっきりこれは分かれておるとい思うんです。従って、行政も川上対策、川上は川上なりの重点的な行政、また川下は川下の特色ある行政をやられておるといようなことから考えますと、本庁、分庁がどこで、どこが本庁になるにせよ、それぞれの特色ある、従来からの行政を大事にしていけないかといことからいきますと、私は本庁と分庁という形のものをとるべきじゃなからうかなといようなことを強く感じております。

それと、もう一つは、先だって、村岡町の区長協議会主催で合併研修会をやらせていただきました。よその地域の事例等も聞かせていただいたんですけども、どことも一番の原因は少子高齢化で財政事情が非常に逼迫してきたとい中で、国の助成策といいますか、交付金もぐっと減ってくる中で、やっぱり合併といものを取り組まざるを得ないと。だから、兵庫県下押しなべて、どことも貧乏な町が一緒になって新しいまちづくりをしていくとい、大ざっぱな物の言い方ですけども、それで合併に取り組んでいただいておるんだといようなことからしますと、現庁舎をできるだけ活用していくといことは非常に大切なことだとい研修を受けました。研修の講師はちょっと発表しかねますけども。従って、その庁舎が利用できないものの補完をどこでするかといことが、今の合併の場合には一番考えていけないかといことと違うかといような話がありまして、合併しますと、

既存の庁舎はかなり遊休なものになる可能性もありますし、例えば一つの例では、養父郡の場合は八鹿町だけでは入り切れないので、その補完として養父町の庁舎がああいう分庁方式になったと。ただ、この場合には、今までの経過を聞かせてもらいますと、香住町は立ち退きということで新しい庁舎を考えないかんというようなお話を聞いてとるんですけども、現在の今ある庁舎を活用できる場所は活用しながら、新しい庁舎をどういう形で建設をして、できるだけ金を使わんような形のまちづくりができるのかということが私は非常に大事なことじゃなかろうかなと。本庁、分庁の問題は次の段階でございますので、一つの考え方、理念と申しますか、そういうことを非常に大事にしてほしいなというふうに私は考えておりますので、ひとつ意見として申し上げさせていただきました。以上です。

吉田議長 他、ございませんでしょうか。

村瀬委員。

村瀬委員 香住町の村瀬でございます。私は現地解決型、又はこの分庁方式については、十分な理解、内部の機能体制について十分知り得ているというふうには思いませんけれども、この3町が合併した際のいわゆる拠点づくりという点から言いますと、どちらが表になって裏になるのか、そのあたりは、これはわかりませんが、やはり海側の拠点、それから山側のそういった拠点、いわゆる国道9号というルートがあるわけですし、また、海側には178という高規格道路のラインが入ってくるわけですね。どちらの面にもやっぱり向いているというのが、この3町の形であろうと思うんですよ。それで、やはり、どの方向も向いているというふうな形をひとつ構築してみたらどうかなあというふうな思いがございます。つまり国道9号側には一つの拠点的なものがやっぱり一つ要るんじゃないかなと。そういったものを海側の拠点の方まで引き込んでいくということも策として練っていかなくちゃいけないなあ。また、逆に、178号側のそういった拠点というものもひとつ整備をする中で、9号の内部にわたってもそういった人たちを方向づけしていくというふうなことを考えた場合に、どちらがどういうふうに浮き沈みというか、そういう交通形態が変わっていくかどうかわかりませんが、どちらの方向になってもやっぱりやれるんだというふうなことからすると、今言います分庁というふうな考え方の中で、どちらが分庁になるのか本庁になるのか、小さな分庁、小さな本庁というふうな、そういった意味合いからしても、やはりそれは時代とともに変化をしていけたらいいんじゃないかなと思いますので、そういう意味からは2つの拠点が要るんじゃないかなあということで意見を述べさせていただきました。

吉田議長 他、ございませんか。

中村委員。

中村(治)委員 美方町の中村でございます。小委員会の報告の中で、1点だけ確認をさせていただきたいと思うんですけども、5ページの分庁方式、これの2)いわゆる分庁をつくるにしても暫定的にすべきではないかという表現をされているわけですけども、もう一つ何か欠けているような感じがします。意見の中で、三、四名の意見の中に、基本的

にはこういうことなんですけども、肝心な部分と申しますのは、条例上はあくまで1本庁2支所とし、将来、職員も適正規模となり、本庁舎にそれなりの人員配置が可能となるなど、環境整備が整うまでの当分の間、支所に分庁の機能を持たせると。ですから、ここでいわゆる条例上ということが欠落してあるような感じがするんですけども、これは非常に3つに区分けする上では大事なことです、その辺の確認をさせていただきたいと思えます。

吉田議長 藤原委員長。

藤原新町の事務所の位置等検討小委員会委員長 お答えいたします。御発言の内容は今、中村委員の言われるような趣旨の御発言がありましたが、我々の方で整理をする上で、その条例上云々ということについて割愛をさせていただきました。もう少し事務局でこういう庁舎の機能について、条例とのかかわりについて検討してもらっているんですけども、今調べている範囲で条例とのかかわりの少しまだ不確定な部分があったものですから、あえてその文章を上げることが少し誤解を招くかなあというふうなことで割愛をさせていただきました。趣旨は、今、中村委員の御発言のように、単なる暫定的ということではなくて、そういう若干、ちょっと表現はおかしいですが、完全な分庁でなくて、少し弾力的な分庁というふうなことで対応し、条件がある程度整えば、その分庁を解消するというふうな御趣旨の発言でしたので、申し添えておきます。

吉田議長 板坂委員。

板坂委員 村岡の板坂でございます。今、それぞれの委員さんから御意見があったわけですし、藤原小委員長から2月5日の小委員会の説明、縷々とあったわけでございます。その中で、私も申し上げておるんですけども、この3町が合併をいたしましたら、本庁舎はどこかの町に持っていかなくちゃならない。そういうことを思うわけございまして、藤原委員長からも報告がありましたように、この3町は特に産業、福祉面、教育面、それぞれ異なった地域的な特色があるではなかるうかというふうに思うわけございまして、地域の産業振興等々を図る観点から、地域住民の皆さん方が安全で安心して暮らせるための施策を考えていかなくてはいけないというふうに思うわけございまして、管理部門といたしまし、今の本庁の機能を分散させる方が私は一番いいではなかるうかということも以前にも申し上げておるわけですけども、是非そのようなこともお考えいただきたいというふうに思っておりますので、御意見として申し上げておきます。以上です。

吉田議長 他、ございませんか。

橘委員。

橘委員 私は、建設の関係の小委員会の委員であります。ただ、今、二、三の方の発言がありましたので、私の方も発言をさせていただきます。

合併によって地域を支えていた役場というものがすべてなくなります。その役場のかわりに分庁あるいは支所ができるわけでありまして。そこで分庁、支所になっても住民生活に密着した窓口業務、その他、住民に対するサービス機能を停止させないこと、このことは

当然必要になってきます。合併予定の来年の3月には3町とも今ある庁舎を何らかの形で使用することになると思いますが、どの町に庁舎を持っていきたくとしても、行政機能全部がその建物におさまるはずがないと思います。そういうことで、本日の5ページの2の分庁方式についての にすべきではないかという意見を私、小委員会で述べたわけでありませう。管理機能を備えた本庁舎、その他の部門機能を備えた分庁舎、現地解決型機能を備えた支所というように、3つに分けることによって、住民と行政が直接接することになりますし、また、本庁舎2支所という急激な変化よりも、むしろ本庁舎、分庁舎、支所という緩やかな変化の方が住民に安心感が生まれると、そういうふうに私は思っております。もしできましたら、小委員会以外の方の考えをこの場でお聞きしたいと、そのように思っております。

吉田議長 ありがとうございます。

そういうことで、小委員会の委員としてもあれですけど、その他委員でない方でも、特に活発に御意見をいただきたいなど、このように思いますので、どなたからでも結構ですので、再度促したいと、このように思います。

どうですか。

西尾委員。

西尾委員 村岡町の西尾です。私もできれば皆さんの御意見も頂戴しつつ、参考にさせていただきながら、やはり分庁舎方式というのが望ましいんじゃないだろうかあとという感じがいたします。密接につながった3町ではありますが、今までの文化等々が本当に異なった特色ある3町であると思うんですね。その中で、逆に村岡、美方方面については、やはり海がございませぬので、海の文化というのはやはりないと思います。そしてまた、逆に雪の降る村岡、美方の文化というのがスキー場等々を兼ねた観光であるとかというのは、やはり海側の香住町の方にはないというようなところは、現地が今まで培ってきたノウハウというのがやはりあると思います。住民にも当然それを要求する要望というのがやはりあると思うんですね。そういうことを迅速に解決していこうと思うと、やはり分庁舎というような形が望ましいんじゃないかなあとというふうに思います。しかしながら、合併をする上で実際のところ、おおよそのことは当然、この合併協議会で決定し、それを施行していくべきではありますけども、しかしながら、実際のところはやってみないとわからないというような不透明な部分も、実際向かってみると出てくるんじゃないかなあというふうな気もします。そんな中で、やっぱり暫定的な方向でということについては賛成だというふうに思います。

そしてまた、もう1点、暫定的にという部分についてですが、今、国を挙げて行政自体をスリム化を図ろうというような動きがある中で、やはり国から県へ、県からまた新しい市であるとか町であるとかということら辺への移管される部分というようなことが今後恐らく出てくるであろうというふうにも思いますので、私は分庁方式が一番ベターかなあというふうに思いますので、私の意見としましてお伝えいたします。

吉田議長 柴崎委員。

柴崎委員 香住町の柴崎でございます。私、1点ちょっと教えてほしいというんですか、事務局の方の御返答いただきたいんですが、例えば養父郡の方が1本庁、それから地域局というふうな呼び方でやっております。その地域局の中の養父の方に一部本庁機能を持ってきてるといふ。これは、第1回目の会議資料の中の3ページにあります行政機能区分と庁舎の機能配置についてという、それぞれ各庁舎の機能配置の類型という中の、養父方式の場合は2番目になると思います。そうしますと、ちょうど今、我々が議論している方法と、今、何人かがおっしゃったような方式が2番目の方式になるわけでございますが、ただ、条例上、この分庁というのが地方自治法上では出てこない。養父の場合は地域局というふうに呼んでおりますし、また、他の町では、また別の呼称で呼んでいるかもわかりません。従って、条例上は支所でありながら機能的には分庁であるという、そういうあり方が養父もっておりますし、そして我々もそういう方式がいいだろうというふうにしておるわけでありまして、そこで、条例上はどういう表現になるのか。例えば養父の場合はどういふふうなことになるのか。支所という表現でやるのか、あるいは通称何々というふうな形で呼ぶのか、そのあたりを統一的な認識をみんなで持たないと、ちょっと混乱をするだろうというふうに思いますので、整理をひとつお願いをしたいと思います。

吉田議長 暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 じゃあ、休憩を閉じまして、事務局の方から答弁させます。

事務局長。

藤原事務局長 時間を頂戴しまして申しわけございません。

地方自治法上では本庁と、それから支所、出張所という事務所の位置づけがございます。そういう中で、本庁の事務所位置について、何々町どこどこに事務所を置くということがうたわれるというふうに理解しておりますけれども、支所になりましても、その設置条例の中で 町どこどこに設置するという格好になるかと思っております。ただ、本庁の位置としては、条例上はその本庁だけが法制化の中に出てくるという理解をいたしております。

吉田議長 柴崎委員。

柴崎委員 条例上は、そうしますと分庁ということは出てこないということになりますね。そうしますと、通称何々という表現でいくわけでしょうか。養父の場合も地域局ということになってますが、我々の場合もそれを分庁と呼ぶのか地域局と呼ぶのか、呼び方はいろいろあると思うんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。それはできるということなんでしょうね、呼び方について。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 それは、養父でも支所を地域局と呼ぶというようなことにしておりますので、可能かと思っております。

吉田議長 どうぞ、伊藤さん。

伊藤委員 香住町の伊藤でございます。私は養父郡の形式で、それがこの3町にもいいんじゃないかというふうに思います。中身は時とともに変化していくとしても、やはり地方自治法にのっている本庁2支所ですか、そういう形の看板を掲げた方がいいんじゃないかと思います。どうですか、分庁という形の本にも載ってない名前を使わずに、看板としては本庁2支所と、そして中身は分庁のような意味合いを持たせて職員配置をすると。それで、どこに行ってもそれは現地解決型の窓口業務があり、そして住民へのサービスは低下しない、不便をかけないということですから、住民には差し支えない。そしてまた、長い矢田川の上流、下流と分かれておる関係で、地域の特色、産業構造も違いますし、それぞれの地域の産業を振興させるためには、やはりその地域に合うた人員配置をする必要があると思います。だから、その配置面で考えていって、実質上は分庁のような形をとりながらも、看板だけは今の支所、本庁というような形をとった方がいいと思います。

これから、今、私たちはどうしても3町、自分の町の枠を考えてしまって、自分の町、小さい町を中心的に考えるんですけども、これから10年、20年後、今の若い人たちが育っていったら、自分たちのまちといったら全体を意味しますから、全体を考えるようになりますから、そのときにどこが本庁でどこが支所で、そして時代とともに変化するから、それに合わせて人員配置を変えていったらいいんじゃないかというふうに思います。

いろいろと時代は変わって、デジタル化、アナログからデジタルに変わっていくんですけども、時としては、ぱっと顔を合わせて話ししなければならないときもあるんですけども、そのの方が効率的、行政的、財政的にもいい面もあるんだけど、1カ所に集めた方がいい面もあるんだけど、現在の実情としては、やはり分庁的な、中身は分庁だけでも、看板だけは支所という形にしておいて、絶えず時代とともに変えていったらいいと、そういう考えです。以上です。

吉田議長 他。

本城委員。

本城委員 美方町の本城です。いろいろ御意見をお聞かせいただいておりますけども、分庁というふうな表現が出てくるから、これおかしくなってくるんです。本庁2支所、ただし、今のところでは本庁といっても、その本庁機能を全部収容するだけの建物がないわけでしょう。とするならば、既存の建物を活用しながら、一部を支所ではあるけれども本庁におさめなきゃいかんものをおさめられる既存の建物のところに持ってくると。それは要するに本庁できちとした機能できるまでの間だというふうな考え方でないと、分庁というふうなはっきりした呼称を出すと、私はおかしくなってくるんじゃないかなというふうな思いがいたします。

それと、これはちょっと違った観点からお尋ねをしたいんですが、実は3町の合併協議

会の中には町長会、あるいは議長会というものがあり、再三協議を重ねていただいているわけですが、この3町の合併そのものが本当にこれから先15年、20年このままやっていけるのかどうか。場合によっては5年あるいは10年のスパンにならない時期に次のものを考えなくてはいけないのと違うかというふうな思いもするわけですし、いろんな場所にいるんなことをお聞きする中で、そういうことが考えられるわけです。といいますのは、それによって庁舎機能あるいは庁舎の規模、そして配置というふうなものが根本的に私は考えが変わってくるんじゃないかなという思いがするんです。町長さん方にすると、県民局であるとか、あるいは本庁の中核の方々というんな話をされる機会が多いわけですが、そういった中でどういう受けとめ方をしておられるのか。今、この3町合併の中で、まちづくりにしても、10年をスパンとして考えたいろんな計画が出されてきておるわけですが、その10年というものが、本当にこのまま3町が合併した場合、やっていけるのかどうか。やっていけるといふふうに思っておられるのかどうか。その辺について、私は実は過日、5日の庁舎等小委員会の中でこの質問させていただきました。しかし、小委員長の方から、これは本協議会の方で質問すべきことだということであったものですから、そう言われればそうかなあというふうに思いながら、ずっと引いておるわけですが、私は庁舎問題であろうと、あるいはまちづくりの問題であろうと、これらが大きく影響してくるよう思うんですけども、町長さん方、きちっとした統一したお答えをいただけたらなというふうに思います。

吉田議長 暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じ会議を開きます。

委員長の方から。

藤原新町の事務所の位置等検討小委員会委員長 小委員長の藤原です。今、本城委員から前回、2月5日の小委員会における私の発言が、小委員会にはなじまないけれども本会議でやるべきことだというふうに言ったという、私はそこまでは言ってない。この小委員会でやるべきことじゃないというふうに言っただけでして、どこでやるべきことだというふうなことは言っておりませんので、少し誤解があるようでしたらお願いをしたいと思います。

吉田議長 中村委員。

中村(暁)委員 香住町の中村でございます。先程の本城委員の発言なんですけれども、私たち、この合併協に委員として参画をしている中で、3町が新しいまちをつくらうと、先の合併はありきというふうなことは一切考えずに、どうすれば一番いいまちになるかというようなことを一生懸命考えて参画をしておるというふうに認識をしております。

それから、もう1点、分庁、本庁の関係であるわけですが、先程いろいろ委員さ

んが発言をしておられましたけれども、特に産業の面で香住町、それから村岡町、美方町と、それぞれ特色があるというふうなこと、私も認識をしておりますけれども、この産業振興をきちっと図れるような機能、そういうふうなものが必要ということで、新町の事務所的位置の検討小委員会で協議をしておるといふような中間のところですから、私は、私の考えとしては、産業を振興できるような方策を、いい方策をとれるような機能がこれから協議する中でまとまればいいなというふうに思っております。以上。

吉田議長 本城委員。

本城委員 美方の本城です。今の香住の中村委員さんから発言がありました。そのことは十分理解はできるんです、私も。しかし、余りにも足元だけを見て、そして5年たった、あるいは8年たった、あのときの真剣な議論は何であったんだろうということになってはいかんということを私は申し上げとるわけなんです。それによって庁舎の機能であれ規模であれ、あるいはまちづくりであれ、いろんなことがやはり変わってくると思うんです。ですから、私は町長さん方にそういうふうなお考えはどうなのかということをお聞きしたい。

それから、先程藤原小委員長の方から言われました。確かにこの小委員会ではそういうことは議論すべきでないというふうに言われたから、これは、じゃあ本協議会で発言をしなきゃいかんのだなというふうに私は理解をしておるわけなんです。庁舎等検討小委員会の中ででも取り上げていただいたとするなら、私はそのようなことは申し上げませんが、小委員長が明言したとは言いませんが、小委員会では検討すべきことではないと言われるということは、この本協議会の方で発言をしていかなきゃいかんというふうに理解をしておるわけです。

吉田議長 岩槻会長の方から。

岩槻会長 今、本城委員さんの方から御発言がございましたが、小委員会で、2月5日でしょうか、今と同じ発言があったわけがございまして、そこで休憩をとって3町長で統一見解を私の方から申し上げたところでございます。

そこで、現在は3町合併に向かって協議会を立ち上げて、いろんな小委員会もつくって検討している最中でございますから、お説のように時代は大きく年々動くのは間違いないわけでございますが、では5年先にはやはりまたもう一回こういう大きな、何といいましょうか、行政改革があるだろう、そこを予想してまでの合併というのはなかなか難しさがございます。それをもし取り上げてやるなら意見百出で、さらに飛躍した意見も出るでしょう。そうするとなかなか結論に達しない。どの町も一つの枠を決めて協議会を立ち上げて、それに向かって今、全国で取り組んでおるわけですから。ただ、私の町には予想を斟酌すれば、5町が一たんまとまらなかったという経緯というものがあるわけがございしますが、これはこれとして、私はやはり水系の3町が先々どういう時世になるのかわかりませんが、やっぱり10年なら10年といいいましょうか、まちづくり計画がそうですから、そういう夢のある展望を持ってやらないと、やはり次世代の人が、また次を担う方がいる

んな見方をされるというふうに思うわけでございまして、私はこの3町が一つのそれぞれ委員会で検討していただいて合併に向かうということが大前提だというふうに思っておりますので、是非そういうふうに御理解を願いたいというふうに思うわけでございます。

吉田議長 本城委員。

本城委員 美方の本城です。実は小委員会の際に会長である岩槻町長さんから答弁をいただきました。しかし、そのときには休憩の中でかわされてしまいました。ですから、やはりこういう正式な場で、しかも私は、私たちでさえいろんな場所で県に關係しておる人たちから、表現は悪いですけども、今の3町はとりあえずだと、あるいは5町、場合によってはもっと大きな改革があるかもしれないというふうな発言を聞くわけですね。町長さん方もそういうふうな発言はお聞きになっておると思うんです。ですから、私とすれば、むしろ、あるいはそういうことがあるかもしれないけども、しかし、今のところは3町の方向づけを考えていきましょうやというふうな答弁なら、まあまあそれでおこうかなという気持ちにはなるんですけども、どうも何かその辺にじっくりいかない部分があるんですよ。何かをいろんな場所でお聞きになっておりながら、しかし、それは今のところありませんよというふうな発言に聞こえて仕方がないんです。我々が聞くよりも、もっともっというんな場所でいろんなことをお聞きになっているはずだと思うんです。そういった意味で、きょう、この発言をさせていただいております。

吉田議長 会長。

岩槻会長 先般の小委員会での私の方の答弁が休憩中であつたという御指摘でございますが、今聞きますと、そうだったようでございますので、なかなか私が一存で全体をまとめる役の責めを負っているといいながら、やっぱり町長さん方の統一的な御意見も尊重しなくてはなりませんし、それでなくてはいけないわけですから、そういう時間をとらせていただいたということでございます。

そこで、きょうはこういう協議会の場での御質問でございますから、先程御答弁させていただいたとおりでございますので、是非そういうふうに御理解願いたいと思います。

それから、私どもが先々、こうやはりなるぞというようなことを、聞いておるとか、そういうものではございませんので、そういうふうに御理解願いたいと思います。

そして、どの町もというふうにはいかんかわかりませんが、私の町にしる、他の町の中にも、住民のアンケートをとったり、いろいろなことをする過程で、それぞれの議会でやはり3町合併という協議会立ち上げの議決をいただいてスタートして論議を重ねておるわけですから、いろいろな情報とか、そういうのはあるかもわかりませんが、それをここで取り上げて、協議の中に組み入れてやるということは、私は認定すべきではないというふうに思うわけでございます。

吉田議長 まだもう少し聞きたいんですが、ちょっと時間、1時間たちましたので、ここでちょっと休憩をして、もう少し意見を聞いて、最終的に小委員会の議論に反映していただくための意見をもう少し聞きたいと、このように思いますので、ここで本休憩にした

いと思います。

今、2時半ですので、10分ほど休憩いたしますので、40分ですか、この時計で、お願いいたしたいと思います。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じまして、休憩前に引き続きまして意見等をお聞かせ願いたいと思います。

特に小委員会のメンバーでない方の御意見をちょっと聞きたいような、私も小委員会の一メンバーでございますので、十分なる参考にしたいというふうな思いもございますので、是非小委員会メンバー以外の方を中心に発言していただければありがたいと、このように思います。別に小委員会のメンバーの意見を制約するわけではございませんけれど、またそれは十分にすることもあるというふうに思いますので、よろしく願いたいと、このように思います。

ありますか。

水間委員。

水間委員 美方町の水間でございます。先程、いろんな面で討議されましたけれども、私も養父方式がいいんじゃないかなというふうな感じがいたしました。また、分庁方式というふうな中で、やはり住民のサービスが低下しないようにしていただくというふうな中で、やはり分庁、支所になりましても、やはり支所の中でも機能は分庁的な機能を果たしていただきたいというふうな思いがいたしておるところでございます。

なかなか本庁といいましても既存建物というふうなことも出ましたし、いろんな条件の中で、やはり産業面には特色が相当違ってあるというふうに思います。そういうふうな中で、やはり分庁方式にさせていただいて、産業の特徴を生かしていただきたいというふうな思いがございますので、とにかく若者、住民は若者も入るわけでございますけれども、安心して暮らせるまちづくりのために3町が一つになっていけるような方式、暫定的なものになると思いますけれども、暫定的なものが十分な機能を果たしていただけるというふうな方式でしていただければありがたいというふうに思います。

吉田議長 岡田委員。

岡田委員 香住の岡田です。新しく3町合併がしますので、私は産業面でも確かにこの矢田川の上流・下流とか、いろいろ地域の特色はあるんですけども、新しい出発ということからいいますと、やっぱりこの産業、そういったことも全部一つにさせていただいて、本庁で全部を賄って、そして、住民解決型の支所方式、そういう格好が私は望ましいんじゃないかなと思っております。余り館をたくさんしますと、それを管理するのも大変ですので、皆さんが一つになるという意味で本庁一本にして、そしてサービスのものは支所方式で住民の不安を取り除く現地解決型がいいと私は思っております。

吉田議長 他、ございませんでしょうか。

ちょっと指名して申しわけないですけど……。

小谷さん。

小谷委員 村岡町の小谷です。先程水間委員が言われましたように、私も本庁・支所方式というのがいいんじゃないかと思います。やっぱり3町のいろんな産業の特色がありまして、それが活かされるまちづくりということを特に考えていただきたいし、平等に光輝けるようなまちにしていきたいなという私の思いでございます。

吉田議長 ちょっと確認をしたいと思いますが、先程水間委員のとおりというふうに言われたんですけど、水間委員は要するに一部を分庁的な機能を持たせたらどうかと、養父方式ですね。そういうふうな言い方をされて、今、小谷委員は、何かちょっと違うような言い方しとるんですが、どちらをとらせていただいたら、とらせたらというんか、発言なのか、ちょっと確認したいんですが。

小谷委員 済みません。小谷です。ちょっと違ったかと思えますけど、私が先程言いましたのが私の考えでございます。

吉田議長 じゃあ水間さんとは違うわけですね、基本的には。そうですね。はい、わかりました。要するに岡田委員的なことですね、むしろ。それとも違うんですか。難しいですな。じゃあ、議事録を見ながら。(発言する者あり)

養父方式ですか。わかりました、養父方式ですね。はい、わかりました。ごめんなさい。じゃあ小谷委員、ごめんなさい、何回も確認して。要するに養父方式ということですね。はい。

指名して申しわけないんですけど、毛戸委員、ちょっと発言があればお願いしたいと、このように思います。

毛戸委員 失礼します。美方町の毛戸でございます。私も養父方式がいいような気がいたします。やはり本庁一本で、そして支所の機能、そして必要であれば分庁的な施設を設ければいいのではないかと考えております。以上です。

吉田議長 ほぼ出尽くしましたかな。

指名して申しわけないですけど、井上一郎委員。

井上(一)委員 私も本庁と2つの支所で、その中に分庁的な機能も持たせて運用したらいいんじゃないかというふうに思います。

それから、やっぱりそういうことは新しいまちづくりの理念に基づいてやらなければならないのは言うまでもないですし、それから合併の経費節減という、そういう立場から考えても、一遍に新しい本庁の庁舎を建てるといようなことはやめた方がいいと私は思います。以上です。

吉田議長 ほぼ全員の方の御意見をお聞きしたんですけど、他に御意見がございませんようでしたら……。

ありますか。

柴崎委員。

柴崎委員 香住町の柴崎でございます。議論の前段で、村岡町の石垣委員さんの方から既存の設備を使ってというお話がございました。我々は、とにかく無駄な金は使いたくないということについては、もう全くそのとおりであります。財政再建団体になるなんていうことは、できる限りやっぱり避けたいといかんわけでありまして、お聞きしますと、美方町さんも村岡町さんもかつては一時そういうふうな体験をなさったと。非常に苦い経験を持っていらっしゃるわけでありまして、我々もそれはもう極力避けたいといかんということについては全く一緒でございます。

ただ、それぞれの町に総合計画なり振興計画というのを持って施策を進めております。私たち香住町も振興計画を今進めておるわけでございますが、それぞれの町でございます。それ、総合計画の場合は10年間のスパンでございますが、それを3年間ぐらいで実施計画を立てながらローリングをして、時代の流れに対応しながら進めていくということでございます。

そこで、石垣委員も理解をさせていただいていると思っております。現庁舎が移転をしないといかんという、これは我々の力ではどうしようもないわけございまして、そうしますと、我々の町民の役場がなくなるわけございまして、じゃあ、しからばどこに行ったらいいのかなということになるわけでありまして、どこかに行かないかんわけです。いずれにしても建てざるを得ない状況に置かれているわけでございます。したがって、我々としてはできるだけ無駄のないようなスリムな効率のよい、そういうものを建てないといかんということございまして、決して無駄なものは必要ないというふうに思っております。

小委員会の中でも、10年間で職員の皆さんが減るのがたった50数人と、そしてそれを3分の1埋めていきますと、人的な面では余り減らないとは思いますが、しかし、私は効率化を考える上で、その程度のスピードで人員削減というのは、とてもじゃないけれども効率化を図れるようなもんじゃないと。もっと厳しいもんじゃないのかなというふうに思います。埼玉県志木市あたりは人口6万ぐらいでございますが、とにかく人員を20年間ぐらいの間に半分に減らそうというふうなことさえやっぱり宣言をしております。そういうふうな、非常に厳しいことを前に置きながら、無駄なものはつくる必要はないわけでございますが、我々としては、香住町としては総合計画に基づいて長い間かかって積み立てて、そしてぼろ家になったものを建てざるを得ないという状況でありますから、なけなしの金をはたいて、現在約6億、平成16年、17年で7億ぐらいの積立金をつくらうとしているわけでありまして。従って、できるだけ他の町の皆さんに負担かからないようにということは、基本的には考えないといかんと思っております。従って、位置の問題やいろいろ土地代の問題もございまして、できるだけ負担のかからないようなことを、知恵を集めながら考えていかないかんというふうに思っておりますが、あくまでもそういうふうな実施計画のもとで財政的な裏づけを持ちながらやってるわけでございますので、

唐突にこういう状況だから、あんたところは新しいものを建てなくてもいいよと、こうおっしゃるとどうしようもないわけでございまして、そういう極端な言い方じゃないと思いますけどね、もっと柔らかいと思いますけれども、そのあたりはひとつよろしく御理解をいただきたいなというふうに思います。以上でございます。

吉田議長 他、ございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 ないようですので、今回の場合、報告という中で、先程の5ページにもありますように、全体会に報告し意見を求めというふうな形で、意見を求められているような内容で、もう少しこういうことを含めて小委員会で検討したいと、このように委員長もあいさつの方で言うておりますので、こういう意見を再度、小委員会の方に持って上がりまして、その中で再度深めていきたいと、このように思いますけれど、そういう取り計らいでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 わかりました。そういうことで、じゃあここで委員長、最後に一言お願いしたいと、このように思います。

藤原新町の事務所の位置等検討小委員会委員長 大変貴重な御意見、各面から、いろいろな角度からの御意見をいただきました。小委員会としましては、これらの意見も踏まえて、さらに小委員会の委員で議論を深めまして、一つの方角を見極めていきたいというふうに考えております。今後ともよろしく、関心を持って御意見をどんどん言っていただきますように、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

吉田議長 では、ここでそれぞれの、13号、14号、それぞれについて承認を得たいと、このように思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 そうしましたら、報告第13号につきまして、御承認してもよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 続きまして、報告第14号、第2回、第3回目の事務所等の検討小委員会の報告につきまして、承認してもよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 以上2件につきましては、承認したことにさせていただきます。

続きまして、報告第15号、第1回議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会につきましてお諮りいたしたいと思いますが、この際、時間もあれですので、委員長報告ではなく事務局の方に朗読させ、報告させたいと思いますけれど、そういうスタイルでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 そうしましたら、事務局の方より報告、朗読をさせていただきます。  
事務局長。

藤原事務局長 それでは、6ページをお開きいただきたいと思います。報告第15号、第1回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について。第1回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について報告する。平成16年2月9日報告。3町合併協議会、会長、岩槻健。

第1回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について。第1回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。平成16年1月26日。3町合併協議会、会長、岩槻健様。議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会、委員長、石垣健三。

第1回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会の報告について。第1回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会を1月24日に開催したので、3町合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。記。

1、報告事項。出席者、15名中13名の御出席でございました。2といたしまして、協議事項につきましては、正副委員長の選任についてでございますが、互選により委員長に石垣健三委員、村岡町。副委員長に朝倉富征委員、美方町に選任されております。以上でございます。

吉田議長 以上、報告と説明は終わりました。

ここで質疑、意見をお伺いしたいと、このように思いますが、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 ないようですので、報告第15号につきましては、承認いただいたものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がありましたので、報告第15号につきましては、承認することに決定いたしました。

次に、協議第19号、財産の取扱いについてを議題とし、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 8ページをお願いいたします。協議第19号、財産の取扱い(その1)について。財産の取り扱い(その1)について提出する。平成16年2月9日提出。3町合併協議会、会長、岩槻健。

協定項目は、1-(5)財産の取り扱いでございます。美方町、村岡町及び香住町が合併の日の前日において所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。これが調整方針でございます。

次に、9ページで、資料で御説明をさせていただきます。座りますけども、御了解いただきたいと思えます。

本日の御提案は、財産の取り扱いのその1ということでございまして、その他に財産区についての財産の取り扱いがございますけれども、これは後日、その2という形で改めて御提案をさせていただきたいと思えます。

それでは、9ページの参考資料に原則ということを書いておりますけれども、新設合併の場合は合併関係市町村が消滅いたしますので、各町が所有しております財産の取り扱いを明確にしておく必要がございます。従いまして、先程申し上げましたように、3町の合併の日の前日において所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐということにいたしております。なお、その下に地方自治法第237条を参考までに御提示いたしておりますけれども、この中で財産とは公有財産、物品及び債権並びに基金を言うということになっておりまして、まず財産の種類でございますが、これはその下の第238条で1号から8号まで、不動産以下、それぞれの財産が、237条で言う財産ということになっております。

なお、公有財産につきましては、3項をご覧いただきたいと思うんですが、行政財産と普通財産がございます。行政財産とは行政目的を持った財産ということで、庁舎の建物でございますとか敷地、あるいは学校等の施設等がこれに入ります。

10ページをご覧いただきたいと思うんですが、10ページにつきましては、先進事例をつけさせていただいております。例えば養父市ですと、3町の所有する財産、施設及び債務はすべて新市に引き継ぐものとするをいたしておりますし、真ん中の北但合併協議会、これは、きょう時点では継続協議中ということになっておりますけれども、多少フレーズの前後はございますけれども、ここでは合併の日の前日において各町が保有する財産及び債務等はすべてを新市に引き継ぐということにされております。なお、浜坂・温泉町につきましても2町の所有する財産、公の施設及び債務はすべて新町に引き継ぐものということになっておりまして、この3町の場合は、この中でも真ん中の北但合併協議会に近い形

での調整方針を出しているということでございます。

資料の説明につきましては、以上で終わらせていただきたいと思います。

吉田議長 説明は終わりました。

ここで協議第19号につきまして、資料的にわからない部分等ありましたら、まずお聞きしたいと、このように思いますが。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 ないようですので、引き続きまして、これ全般につきまして御意見等をお伺いしたいと、このように思います。

ございませんか。

柴崎委員。

柴崎委員 香住の柴崎でございます。8ページの財産の取り扱いのところの問題なんです。どっちにしてもお金もある一定の線を持ち寄らないと、自治体そのものが成り立たないわけでございますが、どこかで出たと思うんですが、標準財政規模の何%を持ち寄ろうという一つの標準的な、何というですかね、目標というですか、というのがどこかであったと思うんですが、ちょっとそれをもう一度確認をさせていただきたいと思いますが、今の状況の中で、あるものを全部使っちゃえというんじゃなくて、最小限、ここまではちょっと持ち寄ろうやというものがたしかあったと思いますが、それはどうでしたかいな、5%でしたか。ちょっと確認をさせてください。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 今回の御質問の関係でございますが、すべてを引き継ぐということにいたしておりますけれども、ただいまその辺協議中でございますが、標準財政規模の何%程度がふさわしいかということで、それは今、財調基金と減債基金を合わせた中で、今、協議を進めていただいております。さらに、合併いたしますと電算の統合によります経費も多額な経費を要しますので、その中で17年度負担分について持ち寄ろうという話が今、協議をされておりますので、このような内容で御報告させていただきます。

吉田議長 中村委員。

中村(治)委員 美方町の中村でございます。柴崎委員の質疑に関連するんですけども、再確認させていただきたいんですけども、いわゆる財産及び債務はすべて新町に引き継ぐということは、いわゆる財調基金、減債基金等を差し引いたものというふうに理解してよろしいでしょうか。それが1点。

それから、いわゆる財産の定義なんですけども、多分貸付金の未済額、税、使用料等の滞納額は財産の部類に入ると思うわけなんですけども、それも確認をさせていただきたいということと、それから、財産の取り扱いで、いわゆる旧慣使用权を有する縁故使用地につい

ては、各町まちまちな取り扱いがなされていると思うんですけども、これはその2で別途協議ということのようなんですけども、その1の定義がないのに、口頭で言われて、説明されて理解はしてるんですけども、その辺、この表現でいいのか、その1の定義。じゃあ他にまだ、これだけ見ると、口頭説明以外にはその2というのは存在しないということになりますので、その辺の確認をさせていただきたい。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 ちょっと前後しますけれども、財産の取り扱いについての提案の関係でございますが、財産の取り扱いについてということで、財産区の関係につきましてはその2ということに、先程申し上げましたが、資料の9ページの右の上の方に協議細目ということを書いておまして、括弧書きでそのようなことをちょっと表現をさせていただいております。

それから、財調基金と減債基金の関係でございますが、先程申し上げましたように、その基金を対象といたしまして、標準財政規模の何%がふさわしいかというようなことが協議でなされているという御答弁をさせていただきましたが、当然その分の基金は除いた残りを新町に引き継ぐという格好になるというふうに理解をいたしております。

それから、税等の関係につきましても、債権、債務、すべてを引き継ぎますので、新町に引き継ぐという御理解でよからうかというふうに思っております。

吉田議長 暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じ会議を開きます。

もう少し補足答弁を事務局長、してください。

藤原事務局長 ちょっと私の答弁で説明不足の感がございますので、改めて御答弁させていただきますと思います。

現在、新町の財政見通しを立てる中で、やはり一定の財産の持ち寄りが必要だろうというお話の中で、現在の財政調整基金、それから減債基金の何%ぐらいが適当だろうということで、それは標準財政規模をもとに今、協議をしていただいておりますけれども、仮にその2つの基金から持ち寄りの持ち寄り額が決まると、その持ち寄り額を差し引いた残りの減債基金、財調基金は当然新町に引き継ぐという格好になりますので、御理解いただきたいと思います。

吉田議長 要するに全部ということですね、どちらにしてもね。そういうふうに理解していいわけですね。違うんですか。

暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じ会議を開きます。

事務局長、再度答弁。

藤原事務局長 再度説明不足ということで申しわけございません。当然今、2つの基金がございますけれども、先程申し上げました標準財政規模の何%ということにいたしますと、基金では賄い切れん部分があるかと思しますので、そういった場合には新たな基金の積み立てが必要になってくるという考え方をさせていただいております。

吉田議長 他、御意見ございませんか。

暫時休憩いたします。

ちょっと何か、もう少しすっきりと、ちょっと今、事務の方の大幹部が集まって、今こうやっておりますんですけど、ちょっとお待ちください。もう少しきちっとせんと、何かややこしいことになっとるんで。会議録に残るわけだからね

ちょっと時間がかかるようですので、本休憩10分間したいと思います。この辺、きちっとしとかんといかんところです。ちょっと休憩いたします。10分間。25分まで。

〔休 憩〕

吉田議長 では、休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続きまして、事務局の方から明確な答弁をお願いします。

藤原事務局長 それでは、先程御答弁させていただきましたものを、ちょっと御訂正させていただくような形で、改めて御説明をさせていただきたいと思っております。

合併後の財政計画を考えましたときに、やはりある程度の基金といいますが、資金の持ち寄りが必要だという御認識は3町でいただいておりますけれども、その資金をどのくらい持ち寄ろうかということにつきましては、例えば先程標準財政規模と言いましたけれども、これは地方交付税ですとか地方税等、一定のその町の財政力的な規模を示す指標がございますので、そういったものの何%ぐらいということが現在協議されておまして、さらにそれらについては今後詰めていく必要があるというふうに考えております。

なお、この資金とあわせて電算の統合システムにかかわります経費といたしまして、平成17年度に本来3町が負担すべき一般財源相当額分を新町に持ち寄ろうという話も現在進めていただいております。以上でございます。

吉田議長 他、ございませんか。

三好委員。

三好委員 村岡町の三好です。今の基金の、いわゆるお金の持ち寄りの関係なんですけれどもね、今言われとるのは、一般会計におけるような感じがしまして、その他に特別会計等の基金等々もそれぞれの町には持っておられるんですが、こういったものはそういうものの対象外ということになるんでしょうか。

それから、もう1点は、先程の財産の中で、山林関係が、縁故地についてはその2の方で検討されるというふうにおっしゃっているようですが、当然ながら各町には町としての持ちの山があると思うんです。そういったものはこの財産の持ち寄りの中に含まれるということに解釈をして、その2の方で検討でなしに、その1の方でひっくるめて検討されるのかどうかということ、この2点を願いたいと思います。

吉田議長 事務局、答弁。

藤原事務局長 特別会計の基金という御質問の関係でございますが、一般会計、特別会計含めて財産をすべて持ち寄るということにしておりまして、その中の基金、当然含まれているという御理解をしていただきたいというふうに思っております。

それから、山林でございますけれども、この山林につきましても、先程御説明いたしました財産の中の1号から8号までございまして、その中の不動産がございまして、その中に含まれております。

吉田議長 他、ございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 質疑、意見ないようですので、これを閉じていきたいと、このように思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 ないようですので、そうしましたら、協議第19号は、確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしと認めます。従いまして、協議第19号は、確認することに決定いたしました。

続きまして、協議第20号、条例、規則等の取扱いについてを議題として、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 11ページをお開きいただきたいと思います。協議第20号、条例、規則等の取扱いについて。条例、規則等の取り扱いについて提出する。平成16年2月9日提出。3町合併協議会、会長、岩槻健。

協定項目の3-(2)条例、規則等の取り扱いでございます。美方町、村岡町及び香住町が制定している条例、規則については、次のとおりとする。1、条例、規則等の取扱い

いについては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。(1)合併と同時に町長職務執行者の専決処分により即時に制定施行するもの。即時施行といいます。(2)合併後においても一定の地域に当分の間、暫定的に施行するもの。暫定施行といいます。(3)合併後において逐次制定し施行するもの。逐次施行と申します。

次に、12ページの御説明をさせていただきます。まず、原則でございますけれども、この項目につきましても新設合併の場合、合併関係市町村が消滅いたしますので、各町の条例、規則等は失効することになります。あわせて3町内にあります矢田川流域衛生一部事務組合の条例、規則等も同様でございます。このために新町におきまして必要な条例、規則等は、原則として新町において新たに制定し、施行する必要があるということが原則になっております。現在、3町には条例が508、規則が397、その他717ということで、1,622の条例、規則等がございます。先程もちょっと触れましたけれども、一番下の地方自治法施行令第3条で、普通地方公共団体の設置があった場合においては、これは合併でございますが、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例または規則が制定施行されるまでの間、従来、その地域に施行された条例または規則として当該地域に引き続き施行することができるということで、従来、3町で使っておりました条例等につきましては、引き続いて施行することができるということをここではいっておりますので、先程即時施行とか暫定施行とか逐次施行ということで御説明をさせていただいております。

それから、13ページの先進事例でございますが、養父市、朝来市、篠山市の3市の例を挙げさせていただいておりますけれども、例えば真ん中の朝来市におきましても、(1)で即時制定しということで即時施行を入れておりますし、(2)では暫定的に施行するということで暫定施行。それから(3)では合併後、逐次制定するということで逐次施行を言っております。

なお、養父市の例も最初に挙げさせていただいておりますけれども、参考までにちょっと読み上げさせていただきたいと思っております。

養父市におきましては、4町が制定している条例、規則については、次のとおり調整するということで、1番目に合併協議会で確認された事務事業に関する条例、規則等については、それぞれの調整方針に従って整理する。2番としまして、4町が同一または1団体のみが制定している条例、規則等については、原則として現行のとおりとする。3番としまして、類似、相違または数団体に制定されている条例、規則等については、いずれかを基本に調整、統一する。4番といたしまして、条例、規則等の制定に当たっては、新市における事務事業に支障を来さぬよう、次の区分により整備するものとする。(1)としまして、合併時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行させる必要のあるもの。(2)としまして、従来、旧町で施行されていた条例、規則等を引き続き暫定施行させるもの。(3)合併後、逐次制定し、施行させるもの。(4)廃止すべきものとしたしており

ます。

なお、即時施行で考えられる条例といたしましては、例えば町役場の位置を定める条例ですとか、役場の組織の条例、あるいは職員の勤務時間等に関する条例、それから学校の設置管理条例、それから国民健康保険条例等が含まれます。

それから、暫定施行の例といたしましては、中小企業の融資事業等の条例がこれに当たろうかと思っております。

なお、逐次施行につきましては、議会の委員会条例でございますとか、あるいは町の表彰条例、それから名誉町民条例等がこれに当たろうかというふうに考えております。以上でございます。

吉田議長 説明が終わったわけですが、文書的なことで何か質疑がございましたらお受けしたいと、このように思います。

ございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 なければ、全体を含めて、じゃあ御意見、質疑を受けたいと、このように思います。

中村委員。

中村（暁）委員 香住町の中村でございます。この具体的な各町における条例等について御意見申し上げることが、この段階ではちょっと場違いかもわかりませんが、新町のまちづくりについて、この3町は町民憲章を、この後で慣行の中でもあるんですけれども、町民憲章の中で子供からお年寄りまで、あらゆる立場の人たちの人権を大切にすることを定めておるわけでありまして、香住町は1997年、平成9年の4月の1日に香住町の人権啓発推進条例を公布しております。当然だと僕は思っておりますけれども、新しいまちとして、まちづくりの基本は人権啓発の推進にあると、こう言っても過言でないというふうに思っております。きょうの資料提案の中、また先進事例の中で、こういうふうな大事なことは合併時、町長職務執行者の専決処分によって即時に制定して施行すべきと感じております。このように、新しいまちづくりに一番大切な事柄については、今申し上げました、即時に制定して施行すべきだというふうに考えておりますので、そのあたりの取り扱いをよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 貴重な意見、ありがとうございました。御意見といたしまして、今後、分科会、専門部会、幹事会等で各条例等についての調整といたしますか、確認といたしますか、させていただきますので、十分その意を酌んで検討させていただきたいと思っております。

吉田議長 その他、御意見ございませんでしょうか。

〔質疑なし〕

吉田議長 ないようですので、質疑、意見を打ち切りにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 ないようでございますので、協議第20号については、調整方針のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしと認め、協議第20号、条例、規則等の取扱いについては、確認することに決定いたしました。

続きまして、協議第21号、慣行の取扱いについてを議題とし、事務局長に朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 14ページをお願いいたします。協議第21号、慣行の取扱いについて、慣行の取り扱いについて提出する。平成16年2月9日提出。3町合併協議会、会長、岩槻健。

協定項目3 - (8) 慣行の取り扱い。美方町、村岡町及び香住町が実施している慣行については、次のとおりとする。1、町民憲章、宣言については、新町において検討する。2、町の花、町の木等の象徴的事項については、新町において検討する。3、町章については、新町において検討する。4、名誉町民制度については、新町において新たに制度を設ける。既に各町でその称号が贈られている名誉町民は新町に引き継ぐ。5、表彰については、新町において検討する。

以上でございまして、次の15ページ以降の御説明をさせていただきます。座らせていただきたいと思っております。ここでも原則を謳っておりますけれども、新設合併の場合、関係市町村は消滅いたしますので、長年、町民の皆さんに親しまれ、愛着のあった町民憲章ですとか町の宣言、町の花、木等については失効することになります。そういった原則を受けて、先程5つの項目に分けて、それぞれいつの時点で検討するということの調整方針を出させていただいております。

3町の中には、この15ページに書いてありますように、町民憲章、宣言、町の花、木等、それぞれがやっぱり特徴を生かした3町のそれぞれの条例を法制化されております。この中で、先程も申し上げましたが、町章につきましては新町の名前が決まってから、やはり検討することがよからうというような意見もございまして、最終的には合併後に検討

するという事にさせていただいております。

それから、16ページ以下もそれぞれ名誉町民ですとか功労者、それぞれ3町が現在、この制度を取り入れてやっております内容を参考までに御提示させていただいておりますので、ご覧いただければというふうに思っております。

それから、19ページには、先進事例ということで、ここでも3市の例を挙げさせていただいております。この中で、先程申し上げました市章等の関係につきましては、いずれも合併後に速やかに定めるという調整方針を朝来市でも出しておりますし、それから篠山市でも新町において新たに定めるものとする。ここで新町と言っておりますが、篠山市の場合は、最初は新しい町の合併ということで調整方針を出しておりますので、ここでは新町になっておりますけれども、当然新市になってからの考え方と変わるものではございません。以上でございます。

吉田議長 説明は終わりました。

ここで、まず質疑を受けたいと思いますが、質疑ございませんか。ございませんか。

じゃあ、私の方、ちょっとわからんことがあるんですけど、1点だけ。参考資料でございますのであれなんですけど、17ページの表彰のことなんですけど、他町のことで恐縮なんですけど、村岡町さんの のイの下に黒ちょぼでたくさん項目があるんですけど、これはどういうことなのか、こういう方を式典に参加させるという意味なのか、ちょっとその辺、お聞きしたいなとちょっと思うんですけど。

太田村岡町総務課長 失礼します。村岡町の総務課長の太田といたします。ただいま議長さんの方からお尋ねいただきました村岡町の表彰規則の中で、約100名の方をお招きをして表彰するというふうに記載してあるわけでございますけれども、村岡町では例年、11月3日を定例的に表彰式典を持つようにいたしております。その中で、被表彰者あるいは各種団体等をお招きをして表彰式をとり行っておるところでございます。

その表彰の基準でございますけれども、ここに書いてございますように、幾つかの表彰の種別があるわけでございますけれども、それぞれの表彰基準というのを設けておまして、その基準に照らしまして表彰審査会等に諮りながら被表彰者を決定をいたしておるところでございます。

吉田議長 はい、わかりました。

では、質疑ないようですので、何か御意見等ございましたらお受けしたいと、このように思います。

ございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 ないようでございますので、質疑、意見を打ち切りまして、協議第21号については調整方針のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議がないようでございますので、協議第21号、慣行の取扱いについては、確認することに決定いたしました。

以上で本日の協議事項は終わりました。

次に、次回以降の合併協議に際しまして、特に御意見、御提言等がございましたら、ここで伺いしたいと思いますが、ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 ないようでございますので、その他について事務局長から説明させます。

藤原事務局長 それでは、本日の会議資料の表紙をめくっていただいて、裏面をご覧くださいと思います。

その他ということで会議の日程を上げさせていただいておりますが、第5回の合併協議会を2月の24日、火曜日、午後1時30分から村岡町の老人福祉センターで予定をいたしております。なお、当日の協議事項といたしましては、一部事務組合等の取扱いについて、それから公共的団体等の取扱いについて、消防団の取扱いについて等を考えております。

さらに、第6回の合併協議会を3月の10日、水曜日でございますが、午後1時30分から香住町文化会館で予定をさせていただいておりますので、スケジュールの調整方、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

吉田議長 以上で、本日予定をしておりました議事はすべて終了いたしました。これをもちまして第4回3町合併協議会を閉会いたします。御苦労さまでした。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

美方町・村岡町・香住町  
合併協議会議長

.....

会議録署名委員

.....

会議録署名委員

.....